

藤園中学校・教育センター一体整備
及び

城東小学校整備基本計画
(素案)

(令和 8 年(2026 年)●月策定)

熊本市

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の経緯	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
第2章 施設整備校の概要	4
1 地域・地区の概要	4
2 児童生徒数の現況及び将来推計	6
第3章 魅力ある学校づくり基本構想	8
1 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて	8
2 こどもたちとともに創りあげる学校	8
3 新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針	8
4 児童育成クラブ	12
5 教育センターの複合化	12
6 上位・関連計画	13
第4章 施設整備の基本的な考え方	22
1 計画地について	22
2 施設規模の検討	22
3 各諸室の整備計画	25
第5章 教育センター	30
1 教育センターの概要	30
2 検討の経緯	32
3 教育センターの現状	32
4 新しい教育センターに求められる機能	33
5 教育センターの整備方針	34
6 教育センターの想定諸室	34
第6章 施設配置	36
1 施設配置の検討	36

2 施設整備の方向性	37
第7章 事業手法	39
1 事業手法の検討	39
第8章 スケジュール	45
1 スケジュールの検討	45
第9章 その他の検討事項	46
1 施設・設備	46
2 校舎建設の流れ	47
第10章 検討記録	48
1 ワークショップ	48
2 意見交換会	51

第1章 はじめに

熊本市の教育は、熊本市教育振興基本計画(熊本市教育大綱)の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づいて、こどもたち一人ひとりが、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めることを目指しています。

また、新しい時代の学びの実現に向け、学校施設の安全・安心を確保しつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応した、安全・安心で質の高い教育環境の確保が重要です。

このような背景のもと、本市教育委員会は、小中特支連携を促進した施設(以下、「新しい学校」といいます。)設置に向けて検討を進め、児童生徒の年齢、成長、発達に即した教育環境を整備することで、教育の質の更なる充実を図りたいと考えています。また、藤園中学校及び城東小学校については、施設の老朽化に伴う建て替えを契機として、小中学校施設の一体的な整備や複合化を進め、市街地中心部にふさわしい地域の核となる学校施設の実現を検討してきました。

さらに、教育センターにおいては、指定都市移行に伴う研修機能の拡充により、教職員研修の増加や学校への教育 ICT 支援の充実が求められる一方で、研修室を執務室へ転用せざるを得ないなど、施設機能の制約が生じています。また、今後大規模改修の実施が見込まれていることから、こうした課題への対応が必要となっています。こうした状況を踏まえ、教育センターについては藤園中学校及び城東小学校の建て替えにあわせて一体的な整備・複合化を図ることで、「実践的な教員研修の充実」「小中連携の強化」「施設の効率的な活用」「教育課題への対応力向上」などの効果が期待されます。さらに、研修機能の充実に加え、実習室等の共同利用を通じて学校現場との連携強化を進めることで、より効果的かつ効率的な教育環境の構築と教育の質の向上を目指します。

また、魅力ある学校づくりに向けた取組として、意見交換会・ワークショップ・アンケートを実施しました。これは、こども、保護者、教職員、そして地域の皆さまが学校に関与し、共に魅力ある学校づくりに積極的に取り組む機会を創出するためのものです。検討の過程で得られたこどもたちの視点からの提案や、地域の皆さまからの意見を受け、新しい学校の設計等の検討に活かしていく方針です。

本基本計画は、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方についてまとめたものです。

1 計画策定の経緯

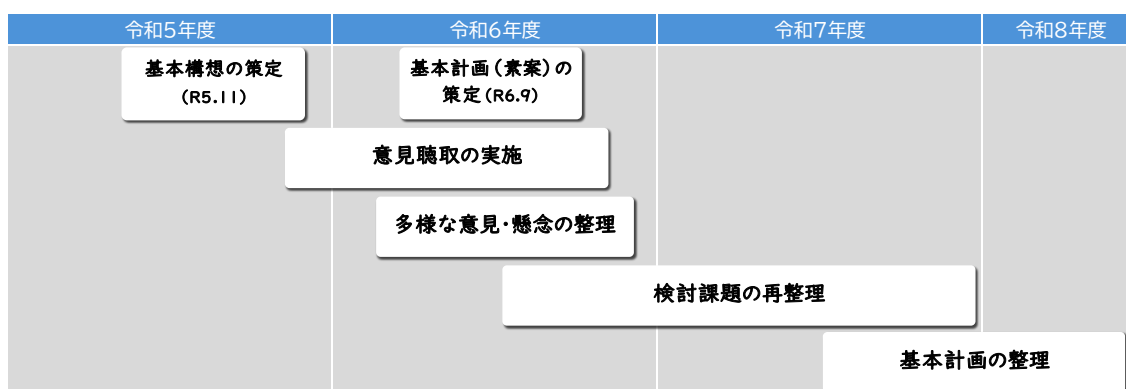
藤園中学校及び城東小学校は、校舎の老朽化が進行していることから、将来にわたり児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる教育環境を確保する必要があります。このため、本市教育委員会では、校舎の建替えを契機として、教育環境の向上を図るとともに、同一敷地内に立地するあおば支援学校との連携や、地域の拠点となる魅力ある学校づくりを目指し、施設整備に向けた検討を進めてきました。

令和5年(2023年)11月には、施設整備の基本的な方向性や教育の考え方を整理した「藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本構想」を策定しました。その後、ワークショップやアンケート、意見交換会等を実施し、児童生徒、保護者、教職員及び地域住民の意見を伺ってきましたが、学校敷地内において、マンションやホテルなどの余剰地活用の考え方について、慎重な検討を求める意見が多く寄せられました。

また、これらの検討を進める中で、調査研究や教職員研修を担う教育センターについても、施設の老朽化や機能面での課題を踏まえ、今後のあり方をあわせて検討する必要があることが明らかとなりました。このため、教育センターについては、施設の建て替えにあわせて、ICTを活用した研修環境の整備、オンライン研修への対応、グループ協議型研修の実施環境の確保、学校現場と連携した実践的研修の充実など、現在の教育ニーズに対応した機能の強化が求められます。また、多様化する教育課題に対応するための機能強化も必要となっていることから、学校施設の建て替えにあわせて効率的かつ効果的な整備の観点から、藤園中学校及び城東小学校との一体的な整備・複合化の可能性について検討を行うこととしました。

これらを踏まえ、十分な検討期間を確保する必要があると判断し、計画策定期の見直しを行いました。あわせて、基本構想策定後は、寄せられた意見や課題を踏まえ、庁内において施設規模や配置の考え方、公共施設の設置などについて整理・検討を行い、その結果を踏まえて基本計画を策定しました。

図 1.1 基本構想策定後の経緯



2 計画の位置づけ

人口減少や自然災害など、社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを行うため、令和6年(2024年)3月に「熊本市第8次総合計画」を策定しました。

この中では、目指すまちの姿として、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」を掲げています。

教育委員会では、この熊本市総合計画に基づき、令和6年(2024年)3月に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を基本理念とした「熊本市教育振興基本計画(令和6～9年度)〔熊本市教育大綱〕」を策定しました。

本計画は、この「熊本市教育振興基本計画」を具体的に進めるための計画として位置付けています。

3 計画期間

策定から新校舎の供用開始までを計画期間とし、策定後に児童生徒数の増減や社会状況の変化があった際は、見直しを行う場合があります。

第2章 施設整備校の概要

1 地域・地区の概要

(1) 各校の概要

現在、藤園中学校校舎・城東小学校校舎においては、校舎の建設から60年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う更新をする必要があります。

図 2.1 既存施設の配置

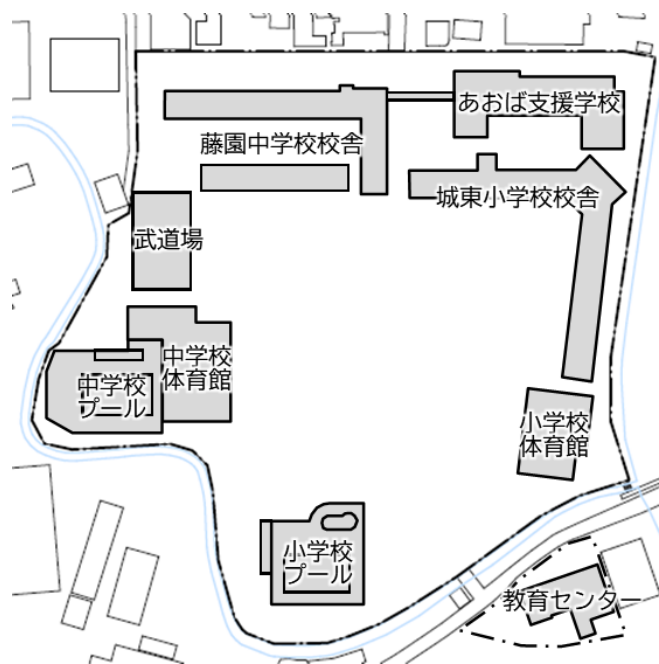


表 2.1 既存施設の現況

施設名	棟名	構造	階数	延床面積	建築年度	築年数
藤園中学校	校舎※	RC	3	5,451 m ²	S30(1955)	71 年
	体育館	S	2	1,138 m ²	H28(2016)	10 年
	武道場	R	2	727 m ²	H5(1993)	33 年
城東小学校	校舎	R	3	4,377 m ²	S34(1959)	67 年
	体育館	S	1	725 m ²	S56(1981)	45 年
あおば支援学校	校舎	R	3	3,324 m ²	R1(2019)	7 年
教育センター	-	R	4	2,020 m ²	S61(1986)	40 年

※藤園中学校校舎の建築年度、建築年数は最も古い棟について記載。

(2) 敷地の概要

敷地の概要を以下に示します。

表 2.2 敷地概要

項目	藤園中学校・城東小学校
所在地	熊本市中央区千葉城町5番1号及び2号
敷地面積	33,678 m ²
インフラ整備状況	給水 北側にφ200mm 敷設 污水排水 北側にφ700mm 敷設 西側にφ250mm 敷設 都市ガス 周辺敷地より供給可能 電力 周辺敷地より供給可能 通信 周辺敷地より供給可能

(3) 敷地における法規制等

敷地における法規制や条件を以下に整理します。

表 2.3 敷地における法規制等

項目	藤園中学校・城東小学校
用途地域	第二種住居地域
建蔽率 / 容積率	60% / 200%
防火・準防火	準防火地域
日影規制	測定面 4.0m
道路斜線	勾配 1.25
隣地斜線	立上り 20m+勾配 1.25
建築物等の高さ	熊本市景観計画に基づく景観形成基準 一般地区: 海拔 55m を超えないこと
都市計画	熊本都市計画区域
区域区分	市街化区域
熊本市都市マスタープラン、立地適正化計画	都市機能誘導区域・居住誘導区域
ハザードマップ	0.5m～3m未満(洪水) ※敷地西側の一部が土砂災害警戒区域 ※敷地東側が家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
埋蔵文化財包蔵地	包蔵地(藤園中学校校庭遺跡)
接道	北側 千葉城町第1号線(最小幅員 6.0m、最大幅員 6.0m) 西側 千葉城町第2号線(最小幅員 3.5m、最大幅員 4.8m)

項目	藤園中学校・城東小学校
接道	南側 千葉城町南坪井町第1号線 (最小幅員 4.4m、最大幅員 9.4m)

2 児童生徒数の現況及び将来推計

(1) 児童生徒数及び学級数の現況

現在の児童生徒数は以下のとおりです。

表 2.4 各校の児童生徒数の現況(令和 8 年(2026 年)5月1日現在)

施設名	学級数	児童・生徒数
藤園中学校	14 学級(6 学級)	281 人(23 人)
城東小学校	13 学級(3 学級)	238 人(12 人)

※括弧内は、特別支援学級数、特別支援学級の児童生徒数、院内学級数及び院内学級の生徒数を表します(内数)。

表 2.5 通常学級の将来推計(令和 8 年(2026 年)5月1日現在)

■児童生徒数(人)

施設名	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)
藤園中学校	258	299	306	343	330	326
城東小学校	226	216	220	217	218	205

(2) 計画学級数・教室数

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「標準法」という。)では、学級編制の基準を以下に示すとおりに定めています。

本計画では、標準法の改正をはじめ、これまでの児童生徒数の推移や将来推計の人数を踏まえ、城東小学校は 10 学級、藤園中学校は 12 学級の計 22 学級に加え、特別支援学級の設置を想定しています。しかしながら、最新の児童生徒数や将来推計の動向によっては、通常学級を分割して特別支援学級として使用するなど、学級数や諸室の規模や配置について柔軟に検討していく必要があります。

表 2.6 学年編成の基準(令和 8 年(2026 年)4月 1 日現在)

区分			1 学級の児童又は生徒の数 (標準法に基づく学級数)
通常学級	小学校		35 人
	中学校	1学年	35 人
		2・3学年	40 人
	小学校	1学年を含む	8 人
		1学年を含まない	16 人
	中学校		8 人
特別支援学級			8 人

※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む

※令和9年度(2027 年度)には中学校 2 年生まで、令和10年度(2028 年度)には中学校3年生まで35人学級へ順次拡大

表 2.7 計画学級数

施設名	城東小学校						藤園中学校			合計
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
通常教室	1	2	1	2	2	2	4	4	4	22
特別支援学級	3						5(1)			9
通級指導教室	1						1			2

※括弧内は、院内学級の数を示します。

第3章 魅力ある学校づくり基本構想

本章では、第1章に示した計画策定の経緯を踏まえ、基本構想策定後に行った庁内での検討・整理を反映しつつ、藤園中学校・城東小学校における魅力ある学校づくりの基本構想について整理します。

1 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて

こどもたちにとって良好な教育環境を確保するとともに、地域の拠点としての魅力ある学校づくりに向け、基本構想では、以下の5点について整理し、検討を行いました。

新しい学びの創造

- 社会状況の変化に対応する教育環境の整備
- 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

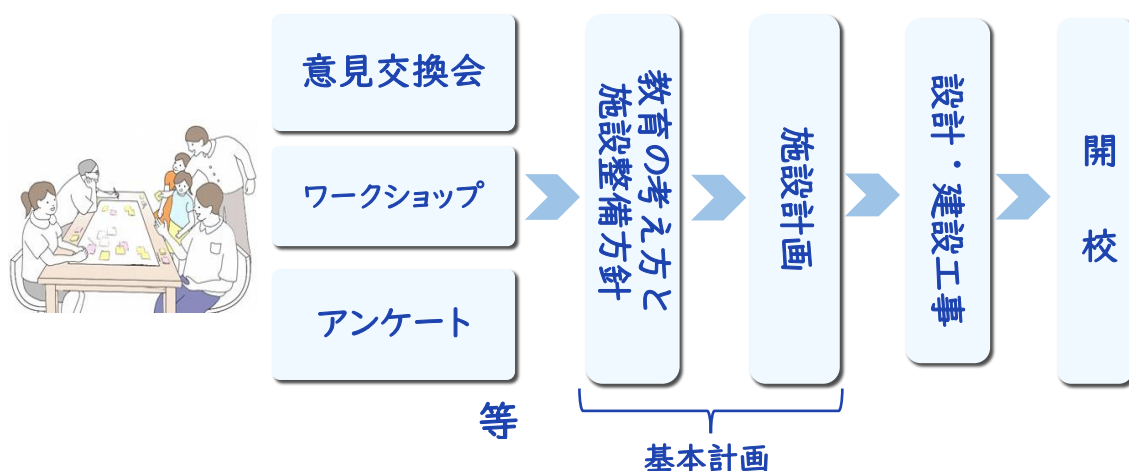
学校・地域の「共創空間」の創造

- 地域の拠点となる機能的な施設整備
- 避難所機能を有した施設整備
- 余剰地及び余剰スペースの活用

2 こどもたちとともに創りあげる学校

こども、保護者、地域住民、教職員とのワークショップやアンケート、意見交換会等を実施し、ご意見等を踏まえて、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備方針をまとめました。

図 3.1 各意見の反映イメージ



3 新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針

基本構想及び意見交換会、ワークショップでの意見、令和8年熊本地震などを踏まえ、新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針を以下に示します。

(1) 新しい学びの創造

① 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

こどもたちを取り巻く環境は変化を続けており、少子化による児童生徒数の減少、新型コロナウイルス感染症等の流行以降の生活様式の変容、教職員の働き方改革への対応が求められています。

これからの予測困難な時代においては、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このような状況を踏まえ、社会の状況に対応し、主体的に行動できるこどもを育む教育環境の整備を行います。

② これから求められる教育環境

- ・学校教育の基盤的ツールとして必要不可欠な ICT (Information and Communication Technology) を活用し、教育の質の向上に繋げること
- ・物理的、心理的な障壁を取り除き、インクルーシブな社会環境を整備すること
- ・教職員が児童生徒に対して、効率的・効果的な教育活動を行うことができる環境づくり
こどもたちを取り巻く環境は変化を続けており、少子化による児童生徒数の減少、新型コロナウイルス感染症等の流行以降の生活様式の変容、教職員の働き方改革への対応が求められています。

③ 基本計画における施設整備方針

<令和の日本型学校教育のスタンダード>

ICT を活用した授業を想定し、通常学級は文部科学省が公表している GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想等を踏まえた適切な面積が確保できるよう検討する。

<インクルーシブ教育の推進・性の多様性の尊重>

特別支援教育の充実、エレベーターの設置、ユニバーサルデザインを導入した施設づくり、児童生徒用の更衣室や多様な利用者に配慮した各階へのバリアフリートイレの整備等。

<教職員の働く場としての機能向上>

打合せや個人・協働での作業等の多目的な使用が可能な共有スペース、リフレッシュや教員同士の情報交換等ができるスペースの整備を検討する。

<公共施設の資産総量の適正化>

室の共用化による施設規模の適正化、民間企業のノウハウや資金の活用等による総コストの削減を検討する。

④ 複数の教育機関が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

本市は、教育振興基本計画及び教育大綱において、こども一人ひとりを尊重した教育の推進に向け、特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実やインクルーシブ教育の推進を掲げています。

全てのこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための教育の充実を図るとともに、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。

現在、藤園中学校、城東小学校、あおば支援学校は同一敷地内にあり、通常学級、特別支援学級や通級指導教室と特別支援学校という多様な学びの場が整備されている利点を生かし、既に交流及び共同学習を進めているほか、体育館やグラウンドを共有しています。

新たな学校を整備するにあたっては、小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地にある利点を生かし、障がいの有無に関わらず、全てのこどもが共用しやすい教室づくりや、授業や校内行事等で連携しやすい動線・配置計画、交流が可能な多目的室の設置等について検討するとともに、全てのこどもが共に学ぶことができる学校づくりを研究します。

さらに教育センターが学校敷地に建設されることで、研修機関と実践の場である学校の連携が深まり、先導的な教育実践や学習指導のモデルが創出されるなど、これまでよりも速やかに質の高い教育や最適な教育環境を全市域への展開が期待されます。

(2) 学校・地域の「共創空間」の創造

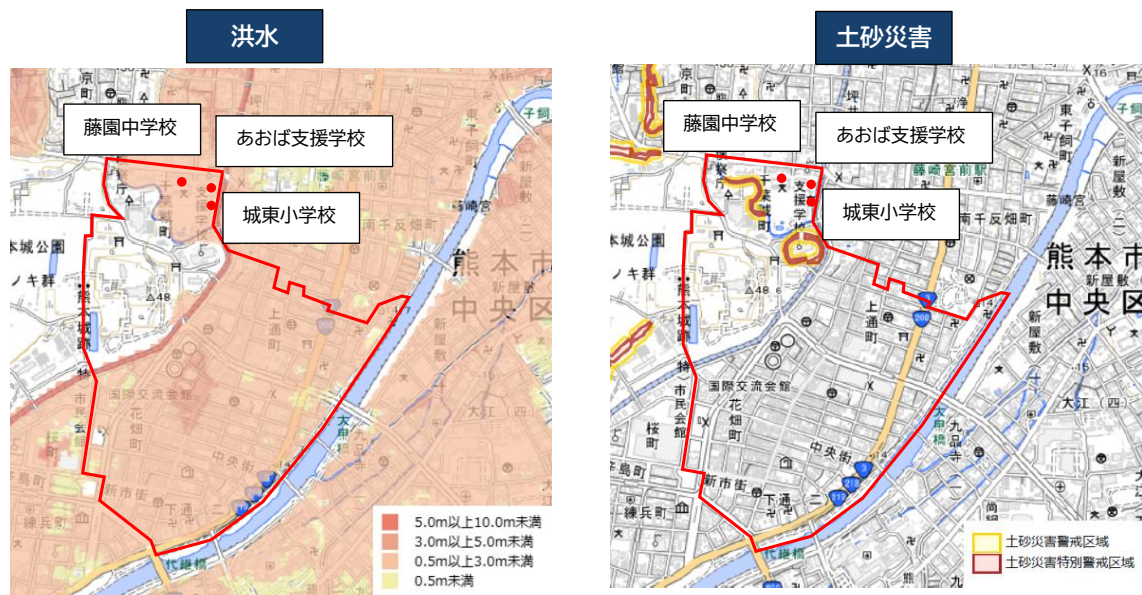
① 地域の拠点となる機能的な施設整備

地域に開かれた学校づくりを推進する上で、学校・地域が連携協力する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域住民の協力が必要となります。

② 避難所機能を有した施設整備

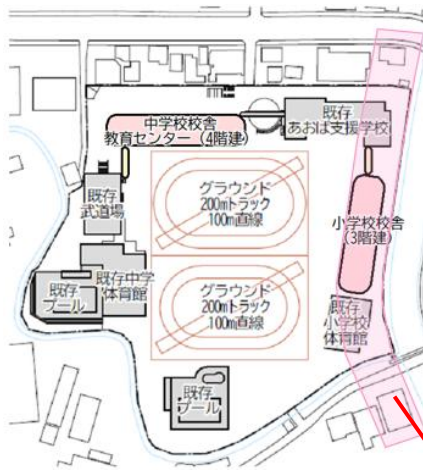
城東校区は、自然災害による浸水のリスクが想定されています。関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民もハザードマップにおける浸水想定よりも高い位置に避難できる施設を検討します。また、分散備蓄倉庫、貯水機能付給水管、中水道設備(雨水利用)、太陽光発電設備等の整備を検討します。

図 3.2 城東校区周辺に発生する自然災害の想定規模



※出典:熊本市ハザードマップ(WEB 版) 令和 7 年(2025 年)3 月

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)とは

- ・洪水時の河岸侵食により木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域であり、洪水時における早期の立ち退き避難が必要な区域
- ・想定しうる最大規模の降雨(1000 年に 1 度)に伴う洪水により、坪井川が氾濫した場合において予測
- ・算出の前提となる降雨は「坪井川流域の 9 時間雨量 655mm」
- ・県において、河川の勾配、川幅、水深等から河岸侵食幅を算出
- ・建築に関する制限はなし

小学校体育館、小学校校舎が家屋倒壊等氾濫想定区域であるため中学校校舎への垂直避難を想定

名称	施設内容	災害種別				
		地震	洪水	高潮	土砂	津波
城東小学校	運動場	○	×	○	○	○
	校舎	○	×	○	○	○
	体育館	○	×	○	○	○
藤園中学校	運動場	○	×	○	○	○
	校舎	○	△	○	○	○
	体育館	○	△	○	○	○

洪水・高潮・津波

○：ハザードマップで浸水域ではない

△：浸水域だが垂直避難が可能

×：浸水域で垂直避難が困難

※出典:熊本市中央区ハザードマップ(2026 年版)より抜粋 令和 8 年(2026 年)2 月

(3) 令和 8 年熊本地震による被害と今後の対応

令和 8 年(2026 年)7 月、熊本県で最大震度 7 を観測する地震が発生しました。熊本市では、南区で震度 6 強、中央区・東区・西区及び北区で震度 5 強を観測しています。

学校施設においては、市内 145 校(園)のうち、113校(園)で地震被害が確認されています。全ての施設について点検を実施した結果、既に耐震診断及び耐震補強工事を行っていたことから、大きな被害は確認されていません。

城東小学校においては、一部の柱と壁にひび割れが確認されたことから、安全確保のため、校舎の一部の教室を使用禁止とする措置を行っています。

現在、復旧方法について検討を進めていますが、ひび割れ部分の補修を行うことで、建物の使用に支障はないと見込まれています。

今後は、地盤調査や建物形状等を十分に考慮し、地震発生時における児童生徒の安全確保に加え、災害発生後も安心して教育活動を継続できるよう、安心・安全な学校施設の整備を進めてまいります。

4 児童育成クラブ

児童育成クラブや放課後子ども教室等、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、学校敷地内への整備を検討していきます。

5 教育センターの複合化

熊本市教育センターは、昭和 62 年(1987 年)に現在の千葉城町に建築されて以降、熊本市の教職員の資質向上のための施設として機能しています。しかしながら、建築から約 40 年が経ち、老朽化も見られることから、令和 10 年(2028 年)から大規模改修が予定されています。

藤園中学校及び城東小学校の施設整備と併せ、教育センターの複合化についても検討しました。検討の詳細は第5章に示します。

城東小・藤園中と教育センターとを複合化することで、小中学校の教職員と教育センター職員との連携や、小中学校の特別教室の施設と教育センターの実習・研修室の共用も可能となります。これまで以上に教育実践と教科等研究の一体化が図られ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりへの支援体制を構築するとともに、教職員研修を兼ねた小中学校の授業参観等の実施により、資質向上につなげます。

教職員にとっては、より実践的・具体的な研修・研究を実施することができるようになり、熊本市全体の教育効果の高まりに資することができます。城東小・藤園中のこどもたちにとっても、ICT 活用をはじめ今求められている教育を先駆的に学ぶ機会に恵まれます。また、複合

化した場合には、教育センター跡地を有効活用することにより、費用面でも大規模改修と同等もしくは削減が期待できます。

6 上位・関連計画

(1) 上位計画の整理

基本計画策定にあたり、上位計画の整理を行いました。各上位計画における留意点は以下に示すとおりです。

表 3.1 上位計画の整理

上位計画	留意点
熊本市第8次 総合計画	ビジョン1 こどもが輝き、若者が希望を抱くまち 施策 1-3 こどもを主体とした教育の推進 基本方針(1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進 ■こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、自ら課題を見出し、解決していく探究型の学びを充実させるとともに、一人ひとりの興味や関心が異なることを前提に、それぞれの意欲・関心を高めることで、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。 基本方針(2) こども一人ひとりを尊重した教育の推進 ■こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。 ■こどもの人権を尊重し、こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止、体罰・暴言等の不適切な指導の防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

上位計画	留意点
熊本市第8次 総合計画	基本方針(3) 最適な教育環境の整備 ■地域の実態に応じた学校運営ができるよう学校・家庭・地域の連携を図るとともに、質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化を進め、優れた人材の確保に取り組みます。バリアフリー化やデジタル化に対応した環境整備を進めます。
	ビジョン3 市民生活を守る強くしなやかなまち 施策 3-1 防災・減災の推進 基本方針(1) 都市基盤の強靱化 ■道路等の交通インフラ、公共施設、保健・医療・福祉施設などの耐震化と機能強化を行うとともに、老朽化に対しては計画的な対策を講じます。
	ビジョン5 豊かな環境を未来につなぐまち 施策 5-1 防災・減災の推進 基本方針(2) 市役所の事務及び事業の脱炭素化の推進 ■再生可能エネルギー設備の最大限の導入、省エネルギー対策や電力の需給調整の推進、脱炭素電力の調達により、市有施設における電力の脱炭素化を推進します。
熊本市教育振興 基本計画 [熊本市教育大綱] 実施計画	基本方針(1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進 施策の方向性② 自ら学びに向かう力を育む教育の推進 ■ICTの活用により、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行うとともに、図書の活用により、読書活動や調べ学習を充実させ、主体的に学ぶ力を育みます。 ■それぞれの中学校区に応じた小中一貫教育や幼小中の連携を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。 ■各学校の活動を持続可能な開発のための教育(ESD)の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。

上位計画	留意点
熊本市教育振興 基本計画 [熊本市教育大綱] 実施計画	施策の方向性③ 社会の形成や持続的発展に主体的に貢献する力を育む教育の推進 ■各学校の活動を持続可能な開発のための教育(ESD)の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。
	基本方針(2) こども一人ひとりを尊重した教育の推進 施策の方向性② 特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実 ■こどものニーズに沿った多様な学びの場の整備を進めるとともに、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の指導・支援の充実を図ります。
	基本方針(3) 最適な教育環境の整備 施策の方向性④ 地域や家庭と連携した教育環境の整備 ■こどもが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう学校規模の適正化や通学区域の弾力化、義務教育学校の設置等を進めます。 ■家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。 ■地域や家庭が共に学び支え合う社会の実現に向けて、地域学校協働活動やコミュニティスクールの導入などを検討していきます。

(2) 関連計画の整理

基本計画策定にあたり、関連計画の整理を行いました。各関連計画における留意点は次に示すとおりです。

表 3.2 関連計画の整理(国)

関連計画	留意点
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について (最終報告)	5つの姿の方向性
	【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】 ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現 ②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現 ③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】 ①子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現 ②脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
GIGA スクール構想の更なる推進	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的として、教育 DX の更なる進化を目指す。
エコスクール—環境を考慮した学校施設の整備推進—	1. 施設面 … やさしく造る ・学習空間、生活空間として健康で快適である。 ・周辺環境と調和している。 ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。 2. 運営面 … 賢く・永く使う ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。 ・自然エネルギーを有効活用する。 ・無駄なく効率よく使う。 3. 教育面 … 学習に資する ・環境教育にも活用する。
放課後児童対策パッケージ 2026	放課後児童クラブの受け皿整備の目標として、2030 年頃に約 165 万人でピークを迎えると推計されるためその受け皿を確保する。 小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との連携を推進し、学校施設等の既存施設の活用を、より一層推進する。 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。

表 3.3 関連計画の整理(熊本市)

関連計画	留意点
藤園中学校・ 城東小学校 魅力ある学校づくり 基本構想	新しい学びの創造 ○社会状況の変化に対応する教育環境の整備 ○小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備 学校・地域の「共創空間」の創造 ○地域の拠点となる機能的な施設整備 ○避難所機能を有した施設整備 ○余剰地及び余剰スペースの活用
熊本市学校規模 適正化基本方針	学校規模や配置の適正化については、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていく。
熊本市公共施設等 総合管理計画	○資産総量の適正化や施設の長寿命化を図るとともに、施設運営に要する総コストの削減に向けた取組を推進する ○災害時の避難所利用から、安全性の確保やバリアフリー対応など、避難所としての機能強化に努める
熊本市学校施設 長寿命化計画	方向性Ⅰ 学校施設の長寿命化にむけた計画的な保全への移行 方向性Ⅱ 学校施設のバリアフリー化の推進と安全・安心の確保 方向性Ⅲ 長寿命化に向けた保全計画を支える情報管理
熊本市公民連携 手法活用指針	大規模施設の更新、維持管理、運営への対応のため、民間の資金やノウハウを活用した PPP/PFI 手法の積極的な導入を推進する。

関連計画	留意点
第2次熊本市 人権教育・啓発 基本計画	基本方針 ①市民参画と協働による人権教育・啓発の推進 ②人権尊重を基調とした施策の推進 ③人権感覚豊かな市職員の育成 ④関係機関等との連携強化 ⑤ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組
笑顔いきいきプラン (第3次熊本市特 別支援教育推進計 画)	基本目標 「共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」 計画の方向性 方針1 共に学ぶ教育の推進 方針2 多様な学びの場の充実 方針3 切れ目ない一貫した支援体制の構築 方針4 教職員の専門性の向上
熊本市 緑の基本計画	基本理念 持続可能な「森の都」の実現 基本方針 1 【緑を守る】豊かな自然の保全・共生 2 【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出 3 【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用 4 【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり
熊本市公共事業 環境配慮指針	重点配慮事項1 再生可能エネルギーの導入推進 ・太陽光発電設備の最大限の導入※ ・その他の再生可能エネルギーの検討 ・脱炭素電力の購入契約 ※イニシャルコスト・ランニングコストの増加が課題となることから PPA 方式の活用を検討

関連計画	留意点	
熊本市公共事業 環境配慮指針	重点配慮事項2 省エネルギーの推進	
	・ZEB の導入検討 ・LED 照明機器の設置 ・トップランナー基準に適合した製品やグリーン購入指針に基づく製品の購入	
	重点配慮事項3 その他の温室効果ガスの発生抑制	
	・電気自動車等の調達 ・ノンフロン・代替フロンの採用 ・エコドライブの実践	
熊本市公共事業 環境配慮指針	重点配慮事項4 地下水のかん養及び保全	
	〔地下水のかん養〕	〔地下水の保全〕
	・雨水浸透ますの設置 ・透水性の舗装	・節水型給水設備 ・地下水へ影響を及ぼさない措置
	重点配慮事項5 緑の創出及び保全	
熊本市公共事業 環境配慮指針	〔緑の創出〕	〔緑の保全〕
	・道路・街路整備に係る緑化 ・学校に係る緑化 （敷地面積の 20%以上の緑化面積を目標とする） ・公園に係る緑化 ・その他の公共施設に係る緑化	・環境保護地区の保全 ・保存樹木及び保存樹林の保全
	重点配慮事項6 建設廃棄物の減量及びリサイクルの推進	
	・建設廃棄物の発生抑制・再資源化 ・建設発生土の発生抑制・工事間利用の推進 ・再生骨材・再生加熱アスファルト混合物等の利用	

関連計画	留意点
熊本市 立地適正化計画	都市機能誘導区域である中心市街地及び地域拠点において、日常生活に必要な都市機能の維持・確保を図る。
熊本市 地域防災計画	〔避難所の機能強化〕 ・バリアフリー化の推進、備蓄物資の確保 ・停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化 ・避難所の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、保健室の設置及び要配慮者等への福祉避難室の確保、トイレ未設置体育館における校舎内トイレの利用、浸水想定区域にある避難所での垂直避難のため校舎利用を推進 ・応急給水活動を円滑に行えるよう小中学校等における貯水機能付給水管の整備
熊本市景観計画	ゾーンの景観形成方針 ■都市型居住景観形成ゾーン(中心部) ～熊本城をシンボルとする中心市街地と一体となった都市型居住景観の形成～ ・土地の高度利用を活かしながら、熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮した景観形成を図ります。 ・中心商業地のにぎわいや楽しさを大切にしながら、都市の顔にふさわしい景観形成を図ります。 ・市街地に残された緑や水辺を活かしたうるおいの感じられる景観形成を図ります。 ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる新町・古町等の城下町の趣きが残る歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、歴史を感じられる景観形成を図ります。

関連計画	留意点
熊本市景観計画	重点地域毎の景観形成方針 ■熊本城周辺地域
	・天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城の構成要素について、周囲の市街地から眺めることができる視点場からの眺望をできる限り保全するとともに、周辺のまち並み景観と調和した良好な眺望となるよう向上を図ります。 ・遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り保全します。 ・熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り保全します。 ・熊本城周囲の市街地については、熊本城のシンボル性を損なうことがないよう、建築物や工作物、屋外広告物の位置や規模、色彩、意匠等について、まち並みとの調和に配慮します。 ・災害時に有効に機能しつつ、魅力と活力ある空間が広がる都市づくりのために、平面駐車場等の低未利用地の活用も含めた再開発等により、公開空地などの空間を生み出し、歩いて楽しく、快適で居心地がよい、きめ細かくデザインされた質の高い都市空間を創出します。
熊本市 こども計画 2025	〔児童育成クラブ運営の充実〕 安定したクラブ運営に向けた支援員の人材確保策の工夫や、放課後児童対策パッケージで示されている学校の余裕教室の有効活用、国補助事業の積極的な活用等による施設環境改善に取り組んでいきます。

第4章 施設整備の基本的な考え方

1 計画地について

藤園中学校及び城東小学校は現在地に建て替え、教育センターは学校の敷地に移転します。

2 施設規模の検討

(1) 施設規模適正化の検討

① 既存施設の活用

・新設校舎とのコンパクトな動線や良好な教室・校庭・体育館環境を確保しながら、経過年数が浅い既存体育館と武道場の活用等を行うことで、建築費の抑制に繋がります。

② 施設の共用化

・小学校・中学校の施設については、あおば支援学校や教育センターと特別教室などの一部共用化を図ります。

③ 給食調理場

・現在、藤園中学校は共同調理場から配送を受けており、城東小学校はあおば支援学校から配送を受けています。
・新しい学校における給食の提供については、小学校・中学校ともに共同調理場又はあおば支援学校からの配送を前提に検討を行います。

(2) 想定諸室

上述の検討や既存各校の諸室等を踏まえ、諸室を以下のように想定します。

表 4.1 諸室一覧

藤園中学校					
諸室名		室数	1室面積	小計	備考
普通教室	通常学級	12	64	768	
	特別支援学級	3	64	192	
特別教室	図書室	1	128	128	
	理科室	2	96	192	
	理科準備室	1	32	32	
	美術室	1	96	96	
	美術準備室	1	32	32	

藤園中学校					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
特別教室	技術室	1	128	128	
	技術準備室	1	32	32	
	調理室	1	96	96	
	被服室	1	96	96	
	家庭科準備室	1	32	32	
	音楽室	1	128	128	
	音楽準備室・楽器庫	1	32	32	
管理諸室	職員室	1	160	160	
	院内学級	1	32	32	
	校長室	1	32	32	
	事務室	1	32	32	
	会議室/地域連携室	1	32	32	
	放送室	1	32	32	
	保健室	1	64	64	
	職員更衣室	1	32	32	
その他諸室	多目的教室	1	128	128	
	少人数教室	1	64	64	
	カウンセリング室	1	32	32	
	カウンセラー室	1	16	16	
	通級指導教室	1	48	48	
	昇降口	1	64	64	
	配膳室	1	64	64	
	生徒会室	1	32	32	
	生徒更衣室	1	32	32	
	その他共用部	-	-	1,582	
合計		-	-	4,525	

城東小学校					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
普通教室	通常学級	10	64	640	
	特別支援学級	3	64	192	
特別教室	図書室	1	128	128	
	理科室	1	96	96	
	理科準備室	1	32	32	

城東小学校					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
特別教室	図工室	1	64	64	
	図工準備室	1	32	32	
	家庭科室	1	96	96	
	家庭科準備室	1	32	32	
	音楽室	1	96	96	
	音楽準備室・楽器庫	1	32	32	
	生活科室	1	64	64	
管理諸室	職員室	1	96	96	
	校長室	1	32	32	
	事務室	1	32	32	
	会議室	1	32	32	
	放送室	1	32	32	
	保健室	1	64	64	
	職員更衣室	1	32	32	
その他諸室	多目的教室	1	128	128	
	少人数教室	1	64	64	
	カウンセリング室	1	32	32	
	カウンセラー室	1	16	16	
	通級指導教室	1	48	48	
	昇降口	1	64	64	
	児童会室	1	32	32	
	児童更衣室	1	32	32	
	その他共用部	-	-	1,484	
合計		-	-	3,724	

教育センター					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
研修室	大研修室	1	384	384	通常は 2 室か 3 室に分けて使用
	中研修室	1	96	96	
	小研修室	1	64	64	
執務室	執務室	1	192	192	
	ICT 支援室	1	96	96	
	e-net 運用室	1	48	48	
その他諸室	図書資料室	1	96	96	

教育センター					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
その他諸室	書庫・倉庫	1	128	128	
	スタジオ	3	16	48	
	所長室	1	32	32	会議室機能を備える
	相談室	2	16	32	
	その他共用部	-	-	714	
合計		-	-	1,930	

3 各諸室の整備計画

(1) 普通教室

① 通常学級

- ・学年のまとまりなどに配慮したゾーニングとし、手洗い場の位置等にも配慮します。
- ・採光条件の良い配置を基本とします。

② 少人数教室

- ・小学校、中学校それぞれの通常学級まわりに配置します。
- ・グループ学習や活動に対応できる教室として計画します。

③ 特別支援学級

- ・低層階に配置し、保護者等の送迎にも配慮した配置とします。
- ・多様な障がいの特性に配慮しつつ、落ち着いた環境でインクルーシブ教育の推進に配慮します。
- ・刺激に敏感な児童生徒が利用することを考慮し、音・臭気等に配慮した計画とします。
- ・カーテン等の間仕切りを設けるなど、更衣やクールダウンができる室として計画します。

(2) 特別教室

① 図書館

- ・小学校、中学校それぞれ利用しやすい配置とします。
- ・ICT 教育を含む多様なリソースを活用し、調べる、まとめる、発表する等の学習が行える場所(ラーニング・コモンズ)として整備します。

- ・複数人でのグループ学習や調べ学習及び発表、個人での静かな読書や自習等が可能なスペース、リラックススペースなど、自由な形での学びや調べ学習ができる仕様とします。
- ・学齢に応じた蔵書・配架計画とします。
- ・書架展示スペースを設けるなど、児童生徒が図書に親しめる工夫を行います。

② 理科室・理科準備室

- ・火気やガス、薬品等の使用を考慮し、換気に配慮した計画とします。
- ・耐薬、耐熱性能を有する床仕上げとします。

③ 図工室・図工準備室

- ・製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。
- ・臭気や粉じんの出る作業を想定し、換気に配慮した計画とします。

④ 美術室・美術準備室

- ・製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。

⑤ 技術室・技術準備室

- ・製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。
- ・臭気や粉じんの出る作業を想定し、換気に配慮した計画とします。

⑥ 調理室・調理準備室

- ・汚れにくく清掃しやすい仕上げとします。
- ・食器や調理器具等を収納できる、十分な収納スペースを確保します。

⑦ 被服室・被服準備室

- ・ミシンなどの収納スペースを設置します。
- ・ミシンやアイロン、裁縫用の材料等を収納できる、十分な収納スペースを確保します。

⑧ 音楽室・音楽準備室・楽器庫

- ・他の教室や近隣への音の影響に十分配慮した配置とします。
- ・室形状や内装材等については、室内音響を考慮した計画とします。
- ・楽器を収納できる楽器庫を設け、行事等での屋外や屋内運動場への楽器の運搬に配慮した計画とします。

⑨ 生活科室

- ・低学年の通常学級に近接して計画します。

⑩ 多目的室

- ・児童生徒の日常的な異学年交流や発表・意見交換、地域交流の場として利用できる計画とします。
- ・小学校、中学校、あおば支援学校から利用しやすい配置を検討します。

⑪ カウンセリング室、カウンセラー室

- ・プライバシーに配慮した配置とします。
- ・カウンセリングの内容が外部に聞こえないように、遮音性能を確保します。

(3) 管理諸室

① 職員室

- ・教職員の執務・作業スペースを十分に確保することを基本とし、教職員同士がリラックスでき、相談や談話等の多目的な利用が可能なスペースを設けます。
- ・校内各所に迅速に移動でき、児童生徒を見守りやすい位置に設置します。
- ・児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を周辺に確保する計画とします。

② 校長室

- ・教職員や事務職員との連携を図りやすいよう、職員室・事務室に近い配置とします。
- ・来客の応対を行うことができるスペースと、会議スペースを設けます。

③ 事務室

- ・教職員や事務職員との連携を図りやすいよう、職員室・校長室に近い配置とします。
- ・1階に配置し、来客対応に配慮した配置とします。

④ 会議室

- ・職員会議ができる室として、設置します。

⑤ 放送室

- ・職員室からの導線に配慮した計画とします。

⑥ 保健室

- ・急な怪我人や病人に対応できるよう、グラウンドに面した1階に配置します。
- ・保健室の出入口まで緊急車両が乗り入れ可能な配置とします。
- ・シャワー室やトイレ(多目的)、洗濯機を設置できるスペースを計画します。
- ・保健室内に仕切りができる相談スペースの確保を検討します。

⑦ 職員更衣室

- ・職員室の近傍に配置します。

(4) その他諸室

① 昇降口

- ・昇降口で外履きと内履きを履き替えるものとしします。
- ・動線計画に合わせて適切な位置に設置します。
- ・登下校時の安全面に配慮した位置に設置します。

② 配膳室

- ・1階に設け、屋外から直接出入りできる計画としします。
- ・プラットホームを設け、給食配送車が無理なく出入りできる計画としします。
- ・廊下との出入口は広い間口を確保する計画としします。
- ・通常学級又は管理諸室の近傍に配置する計画としします。

③ 児童・生徒更衣室

- ・明るく清潔感のある空間としします。
- ・児童生徒が通常の学校生活において利用しやすい位置に設けます。

④ プール付属室

- ・既存施設の活用を検討します。

⑤ トイレ・バリアフリースイレ

- ・明るく清潔感のある空間としします。
- ・児童生徒や教職員等が利用しやすい位置に設けます。

⑥ その他共用部

- ・廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、児童生徒の安全性に配慮します。

⑦ 通級指導教室

- ・校内や屋外からも出入りがしやすく、可能な限り送迎の動線に近い低層階に配置します。
- ・刺激に敏感な児童生徒が利用することを考慮し、音環境・臭気等に配慮した計画とします。

⑧ 地域連携室

- ・学校と地域との連携・協働を深め、地域の教育資源を活かし、児童生徒の成長を支援する諸室の在り方を検討します。
- ・管理諸室に近接させるなど、セキュリティや安全面に配慮した動線を考える必要があります。
- ・地域や保護者なども利用できるミーティングルームとしての利用も検討します。

第5章 教育センター

1 教育センターの概要

(1) 施設概要

熊本市教育センターは、昭和 26 年に熊本市教育研究所として設立し、昭和 62 年 9 月に現在の場所に開設しました。生涯学習の視点に立ち、指導者の資質の向上、教育環境の整備、さらに学校教育、社会教育の充実や連携を図る拠点施設として、調査研究、研修講座の開設、資料収集や活用、教育情報ネットワークの充実、授業づくりの支援等を実施しています。

表 5.1 教育センターの施設概要

項目		教育センター
敷地面積		1,500.92 m ²
建物		鉄筋コンクリート 4 階建、延床面積 2,020 m ²
駐車場		自動車約 20 台
施設構成	1階	所長室、事務室(教育情報班)、ICT 支援室、スタジオ(2 室)
	2階	職員室(研修研究班・授業づくり支援班、管理班)、図書・資料室、研修室(2室)
	3階	研修室(2室)、スタジオ(2室)
	4階	大研修室

(2) 事業内容

① 教職員研修に関する事業

・経年者研修、新任管理職研修(研修研究班)、SD研修

校外研修(OFF-JT)として、初任校研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、臨任研修など、それぞれの研修の目的に応じた研修を行っています。

現在は、教育センターでの参集の研修とタブレット端末等を用いたオンライン研修の両立を図りながら、受講者のニーズや学校の状況を踏まえながらよりよい研修スタイルを選択しながら実施しています。

また、教職員自身の「もっと学びたい」「もっと成長したい」という主体的な意思をサポートする自主型研修としてSD研修(勤務時間終了後のトワイライト研修)を実施しています。

② 授業づくり支援に関する事業

・授業づくり支援訪問

市立の全学校・園に原則3年に1回指導主事等が訪問し、教員一人一人の授業を参観し、指導・助言をすることにより、教員の授業力向上を目指すものです。

・授業力向上支援員(ステップアップ・サポーター)派遣事業

学習指導に実績のある退職教員を幼稚園・小中学校へ派遣し、授業参観、授業研究会及び授業づくり等で指導助言を行い、本市の教職員の授業力向上を図るものです。授業づくり支援訪問にも活用でき、また、令和4年度からは、初任者研修の教科指導と連動した派遣も行っています。

③ 調査研究に関する事業

・研究員活動

本市の教育施策に基づき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することにより、本市における各校の校内研修等の充実及び教員の授業力向上を目指すものです。

現在の委嘱期間は2年間、各教科4名程度の研究員で編成。研究員参集による全体会を委嘱期間中に4回実施。毎月定例部会はオンライン又は研究員の所属校にて実施。また、委嘱期間中に研究員所属校にて検証授業を実施しています。委嘱期間の1年目は、中間報告としてセンターにて動画収録及び動画編集を行い、オンデマンド配信を行っています。

④ 教科書展示、教科書採択等に関する事業

・教科書の常時展示、展示会の開催

教科書センターとして、小・中学校・高等学校等の最新の検定済教科書や過去の見本本を常時展示し、教職員の調査研究や学習指導のための資料を提供しています。

また、保護者や地域の方々に公開することで、教科書や教育への理解を深めることも目的としています。なお、毎年6～7月頃には「教科書展示会」を開催し、次年度使用予定の教科書見本本を閲覧できるようにしています。

・教科書採択の支援、調査研究等に関する事業

教育センターでは、学校で使用する教科書を決定するために教科書採択に関する業務を行っています。また、教科書の調査研究では、教科書の内容や構成、特色等について調査・分析を行い、適切な教科書採択に資することを目的として学習会等を実施しています。

⑤ 教育の情報化に関する事業

・教育の情報化・地域教育情報ネットワークに関する事業

現行の学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や学校教育における情報機器の皿なら活用が求められており、その理念を実現するため、本市では平成 30 年度(2018 年度)からICT環境整備に取り組んでいます。具体的には、タブレット端末や大型提示装置(電子黒板)、実物投影装置のICT機器の整備を行うとともに、熊本市地域教育情報ネットワーク(e-net)の整備、運用管理などを行っています。

(3) 研修室及びスタジオの稼働率

教育センターには現在、研修室が 5 室、スタジオが 4 室があり、教育センター主催の研修に加え、教育委員会事務局や市長事務部局が実施する会議や研修等の会場としても活用されています。

表 5.2 教育センターの稼働率(令和 7 年度)

諸室名	予約可能日数	うち稼働日数	稼働率
大研修室	242	210	87%
第1研修室	242	202	83%
第2研修室	242	197	81%
中研修室	242	217	90%
小研修室	242	162	67%
第1スタジオ	242	142	59%
第2スタジオ	242	113	47%
第3スタジオ	242	113	47%
第4スタジオ	242	146	60%

2 検討の経緯

教育センターは、令和 8 年(2026 年)で築 39 年を迎え、施設の老朽化が進み、公共施設等総合管理計画の方針に基づく、個別長寿命化計画における大規模改修の時期を迎えようとしている。また、教育センターと学校が一体となれば、研究と研修の場が同じ場所にあり、モデル校としての機能を構築することが可能となることから、先導的な教育実践や学習指導のモデルを創出し、教育の質の向上など全市へ普及させる拠点として、今後の施設規模の必要性を含め周辺公共施設との複合化等の可能性を検討しました。

3 教育センターの現状

(1) 課題

- ① 研究・研修の実践の場(実習室)がない

教育センターには、教室のほか、理科室や家庭科室、技術室、音楽室等の特別教室や体育館等の実習室がないため、授業を想定した実践の場がなく、研究の成果や研修内容を実践・検証する機会が制限されています。

② 全校園を対象とした研修が実施できる広さの研修室がない

平成 24 年(2012 年)の熊本市の指定都市への移行に伴い、教職員の任免権限等の権限が委譲されました。権限移譲により初任者研修、経年者研修、管理職研修等の研修が必須となり、また、職種に応じた研修を幅広く実施していますが、既存の最大の研修室である大研修室を利用しても、全校園を対象とした集合研修が実施できない状況にあります。

③ 職員を収容する執務室が不足し、研修室を転用している

情報教育の推進、オンライン配信の増加等の今日的課題に対応するため、ICT 教育推進員、e-net 運用支援員が常駐するなど職員が急増し、現在 80 人が勤務しています。中研修室や小研修室等として使用していた部屋を、やむをえず執務室に転用しています。

4 新しい教育センターに求められる機能

(1) こども一人ひとりを尊重した教育の推進

小学校、中学校、特別支援学校、教育センターが同一敷地に配置されることで、研究と実践の往還を日ごろから行うことができます。教育センターには研修・研究・学校支援機能が求められており、これらは学校現場との密接な連携によって効果を発揮することができます。

具体的には、指導主事が日常的に授業観察を行い、児童生徒の実態に応じた指導の在り方を直接把握することが可能となります。また、研究成果を即時に授業で検証することで、課題把握から改善、再検証までのサイクルを短期間で行うことができ、こども一人ひとりを尊重した教育の推進に繋がります。

(2) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

小学校、中学校、特別支援学校を併設されることにより、発達段階の連続性を踏まえた教育やインクルーシブ教育の実証研究を同一敷地内で実施することが可能となります。これにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方を具体的に検証し、市全体に還元することができます。

加えて、学校の教職員が日常的に教育センターを活用できる環境が整うことで、個別の課題に応じた相談や学びが促進され、児童生徒理解に基づいた実践力の向上につながります。これらを通じて、児童生徒が主体的に考え行動する力を育む授業改善につながり、インクルーシブ教育の推進にも資するものとなります。

(3) 最適な教育環境の整備

学校との併設は、研修および研究機能の質的向上に大きくつながります。理科室、技術室、音楽室等の特別教室を活用し、実際の教育環境の中で研修を実施できるため、模擬的な研修ではなく、より実践的で具体性の高い研修を実現することができます。

また、施設の共同利用は資源の有効活用にもつながり、効率的な施設整備の観点から有効です。さらに、教育センターと学校が一体となることで、モデル校としての機能を構築することが可能となります。他自治体では、教育センターと附属校が連携し、授業づくりやカリキュラム開発に関する先導的な研究を行い、その成果を広く発信しています。本市においても同様に、先導的な教育実践や学習指導のモデルを創出し、全市へ普及させる拠点とすることができます。

教育機関の連携により人材や知見を共有することは、教育の質向上や教職員の資質向上に有効です。物理的に近接する環境においては、教職員が主体的に研修や研究に関わる機会が増加し、日常的な協働に基づく実践改善が推進されます。

5 教育センターの整備方針

4に示す教育センターに求められる機能の確保にあたり、既存の施設の改修ではなく、藤園中学校との複合化整備が最も効率的であると考えました。

6 教育センターの想定諸室

新たな教育センターを整備するにあたって、諸室を以下のとおり想定します。

表 5.3 諸室一覧

教育センター					
諸室名		室数	1室面積	小計	備考
研修室	大研修室	1	384	384	通常は2室か3室に分けて使用
	中研修室	1	96	96	
	小研修室	1	64	64	
執務室	執務室	1	192	192	
	ICT支援室	1	96	96	

教育センター					
諸室名		室数	1 室面積	小計	備考
執務室	e-net 運用室	1	48	48	
その他諸室	図書資料室	1	96	96	
	書庫・倉庫	1	128	128	
	スタジオ	3	16	48	
	所長室	1	32	32	会議室機能を備える
	相談室	2	16	32	
	その他共用部	-	-	714	
合計		-	-	1,930	

第6章 施設配置

1 施設配置の検討

(1) 施設規模の検討状況

藤園中学校校舎、城東小学校校舎、教育センターの3施設について、複合化の形態による想定面積を検討しました。

施設形態(案)		現況(㎡)	整備後(㎡)	増減率
A案	中・小・教セを複合化	12,414	9,891	▲20.3%
B案	中・教セを複合化／小・建替え		10,179	▲18.0%

上記B案において、特別教室の設備が教員の実習時に使用しやすいことから、中学校と教育センターの複合化を想定しています。

(2) 余剰地活用の検討状況

学校敷地(余剰地)の民間活用に関して、地域から意見(地域との意見交換会・計3回実施)をいただきました。

- ・ホテル等は不特定多数が利用する施設であり、敷地内に作ることは妥当ではない。
- ・住民からの苦情が想定され、マンション等は好ましくない。
- ・収益施設が近くにあることに懸念があるため、教育センター等、公共施設の方がよい。
- ・民間施設はデメリットが多いため、こどもたちのために敷地等を使って欲しい。

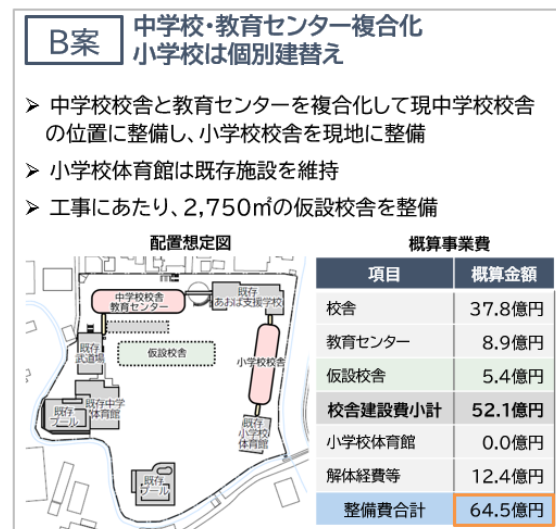
地域からの意見等を考慮しつつ、教育センターの利活用等を含め引き続き民間活用の検討を行います。

(3) 地域コミュニティセンターについて

地域コミセン複合化にかかる地域住民との意見交換において、当該計画地が校区の端に立地していること、また、学校と利用者の動線を分けることが困難であることなどから、地域住民より学校への複合化の検討については検討しないことになりました。

(4) 概算事業費の検討状況

様々な校舎の配置を検討し、次の2案について事業費の比較を行いました。



A案に比べB案は仮設校舎の規模が抑えられ、小学校体育館を継続して使用することで新たな整備が不要となるため、コスト面(概算事業費)が有利となりました。ただし、概算事業費については、令和6年に過去実績の工事単価(417千円(税抜き))などにより積算したものであり、近年の物価高騰を考慮し、設計の際には再度積算する必要があります。

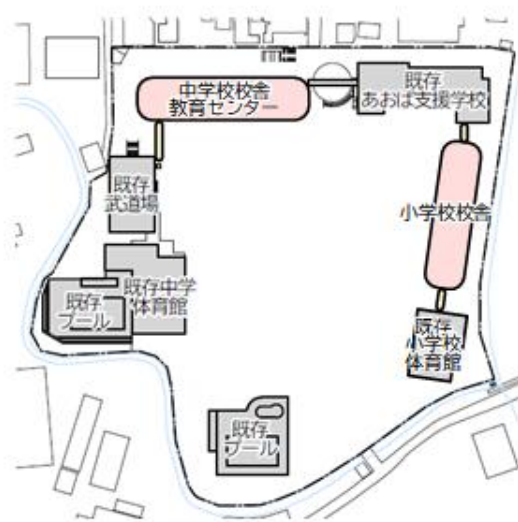
2 施設整備の方向性

(1) 施設の配置

施設配置の検討を踏まえ、中学校と教育センターの複合化、小学校の個別建て替えを行う方針とします。

動線計画や安全性、セキュリティに配慮するとともに、施設の共用化や既存施設の有効活用を図り、効率的な施設規模の実現を目指します。

また、あおば支援学校や教育センターとの連携や、地域利用を想定した動線管理などにも配慮した配置計画とします。



※ 配置は一例であり、今後の設計によって変更が生じます。

(2) 教育センターの配置

教育センターと藤園中学校との複合化を行うにあたり、配置について以下のとおり検討を行いました。

	A パターン	B パターン
配置案	上積みの図 	横置き図 
メリット	・大研修室や執務室をはじめ、多くの諸室を同一フロアに配置でき、教育センター内の動線に優れる ・校舎を3層に抑えられる	・研修受講者の滞留を分散させることができる。 ・1階で来所者の対応が完結する。 ・校舎との動線を分離することができる。
デメリット	・エントランスと執務室が離れるため、来朝者への丁寧な案内が必要	・全ての執務室を同じフロアには配置することができない。 ・校舎が4層となる

上記 A・B 両パターンのメリット・デメリットに加えを総合的に比較した場合、B パターン（横置き）では、より高い優位性が認められると考えられます。

B パターンでは、教育センター機能を低層階に配置することで、来客対応や学校への資料・物品の引き渡し、外部業者との打合せや納品対応などを1階で完結できるため、来所者の利便性向上や庁舎内の動線の簡素化が期待できます。

さらに、研修室が3階と4階に分散して配置されることで、研修受講者や職員の移動・滞留を分散させることができ、研修実施時のエレベーター利用や共用スペースの混雑緩和につながります。

これらのことから、来所者の利便性、施設運用の効率性、混雑緩和、さらには秘匿性の確保といった観点を総合的に勘案すると、教育センターの配置については B パターン（横置き）に優位性があると考えられます。

第7章 事業手法

1 事業手法の検討

(1) 事業手法の比較と事業手法のイメージ

本校で想定される事業手法(従来方式、デザインビルド(DB)方式、DBO方式、PFI(BTO)方式)の概要を以下に整理しました。

表 7.1 事業手法の概要

① 従来方式	
市が、国庫補助金や起債等により自ら資金を調達し、設計・建設、維持管理等について、業務ごとに仕様を定め、民間事業者(設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、運営企業)に単年度業務として個別に発注等を行う事業方式 ◇資金調達 → 市 ◇設計、建設、維持管理 → 市	
② デザインビルド(DB)(design build)方式	
民間事業者(設計企業、工事監理企業、建設企業の共同事業体等)が、市から公共施設の設計建設を一括して請負、実施する事業方式 ◇資金調達 → 市 ◇設計、建設 → 民間 ◇維持管理 → 市	

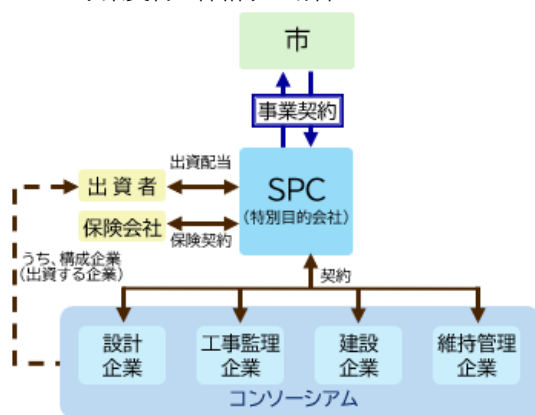
③ デザインビルド・オペレート(DBO)(design build operate) 方式

市が、国庫補助金や起債等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計(Design)・建設(Build)・維持管理(Operate)を行う事業方式

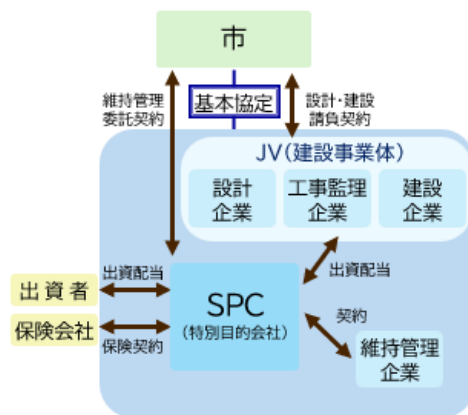
◇資金調達	→	市
◇設計、建設	→	民間
◇維持管理	→	民間

契約形態は、(i)PFI手法と同様、設計・建設・維持管理を包括する事業計画を締結する方法と、(ii)基本協定と、それに基づく設計・建設請負契約、維持管理委託契約を組み合わせる実施する方法等が見られる

(i)SPC(設計・建設・維持管理・運営)と事業契約を締結する場合



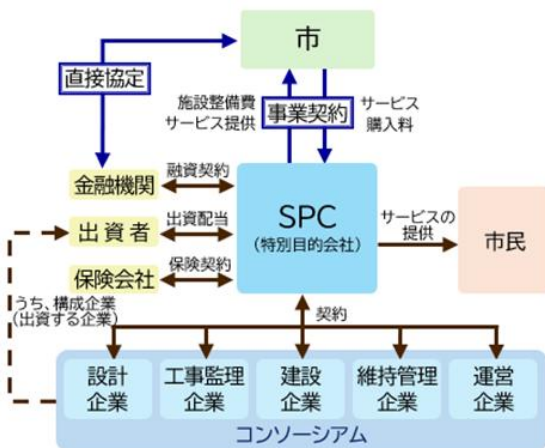
(ii)設計建設等の共同事業体、SPC(維持管理・運営)と別契約を締結する場合



④ PFI (Private Finance Initiative) 方式

PFIとは、平成11年(1999年)7月「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理等を効率的・効果的に整備する事業方式

◇資金調達	→	市・民間
◇設計、建設、維持管理	→	民間



※ ①～④の学校運営はすべて市

(2) 事業手法の基本方針

本市では、「熊本市公共施設等総合管理計画」、「熊本市公民連携手法活用指針」において、民間の資金やノウハウを活用した PPP/PFI 手法の積極的な導入を推進することとしています。PPP の事業方式としては PFI 法に基づく事業方式とその他の PPP 方式に分類されます。

(3) 事業手法の導入理由

① 定性的評価

本事業で想定される事業手法について、定性面で評価した結果を示します。評価の結果、様々な観点から、「DB 方式」、「PFI(BTO)方式」ともに定性的な効果が期待できます。

表 7.2 事業方式に対する定性的な検討結果

	従来方式	PFI(BTO)方式	DB 方式
サービス 水準	○	◎	◎
	・事業者が施設整備に関与せず、運営・維持管理への影響は限定的となる。	・設計の段階から運営事業者が関与するため、サービス水準の向上とリンクした計画策定が可能となる。 ・民間のノウハウを活かした施設整備により運営によるサービス水準の向上が期待できる。	・設計の段階から施工事業者が関与するため、民間事業者の創意工夫の発揮によって、魅力ある教育環境の施設計画が可能となる。
事業の 安定性	◎	○	○
	・通常の施設整備手法で多くの実績があり、直営による運営であるため、安定した運営が期待できる。	・市と金融機関がモニタリングを行うことで、安定した事業の実施に繋がる。 ・SPC(特別目的会社)の組成により設計会社、建設会社等が事業終了まで関わることで、サービス水準の向上や安定した事業に繋がる。 ・運営会社等が事業継続困難に陥った際も、SPC(特別目的会社)の株式を新たな運営会社に譲渡する等により事業契約を継続することが可能となる。 ・PFI 法による法的根拠があり、PFI 事業に関する手続き等の制度を国が定めている。	・従来手法と比較し、事業者の募集・選定のための準備期間が必要となることや、事業者との契約時点で事業費(契約額)が決まっているため、事業費に影響が出るような設計変更に対応できない懸念がある。

	従来方式	PFI(BTO)方式	DB方式
企業の参画しやすさ	◎	○	○
	・通常の発注方法であり、企業は参画しやすい。	・参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。	・参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。
地域経済への影響	○	△	△
	・民間への委託が設計、解体、建設を分離発注するため、地域経済への効果が高い	・地域企業の受注機会が一度に限られる。	・地域企業の受注機会が一度に限られる。
財政負担	△	○	◎
	・設計、解体、建設、維持管理等の分割発注・仕様発注のためコスト削減の余地は小さい。 ・起債を活用することで、民間より低い金利での資金調達が可能となり、財政負担を抑えることができる。	・設計、解体、建設、維持管理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 ・地方債を活用することで、初期段階の財政負担が軽減され、割賦払いによる財政出の平準化が可能となる。	・設計、解体、建設の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 ・起債を活用することで、民間より低い金利での資金調達が可能となり、財政負担を最も抑えることができる。
資金調達	○	○	○
	・施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。	・施設整備費用の一部で割賦払いを行うため、事業当初の市の資金調達が軽減されるが、割賦払いは限定的である。	・施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。
工期	△	○	◎
	・設計、施工を個別に発注するため工期短縮が限定的になる可能性がある。	・民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。ただし、DB方式と比べると、公募に期間を要する。	・民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。

② 定量的な検討結果

定量的評価については、定性的評価においてより優位な結果となったDB方式、PFI(BTO)方式について初期投資・運営経費等を比較した結果、比較時点でのVFM達成率の見込みがPFI方式で約-2.8%、DB方式で約-1.5%となり、削減効果が見込まれない状況となりました。

定量的な評価の比較について以下に記します。

③ VFMの算定にあたっての前提条件

・適用する補助金・交付金

本事業では、「公立学校施設整備費負担金(文部科学省)」の適用を想定する。

なお、学校施設環境改善交付金における国庫補助金は、補助対象経費に補助率を乗じて算出する(補助対象経費×補助率＝国庫補助金)。各補助対象経費は、

学校施設環境改善交付金交付要綱(平成 30 年 4 月最終改正)、学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について(通知/平成 30 年 4 月 2 日・文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長)、及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成 30 年 4 月最終改正)に従って算出する。

・地方債

本事業(従来方式、PFI(BTO)方式、DB 方式)において活用される地方債は「学校教育施設等整備事業債」である。国庫補助対象経費については、起債対象となる事業費から、国庫補助金を差し引いた額に充当率(90%)を乗じて起債による調達額を算出する。国庫補助対象外経費については、充当率(75%)を乗じて記載による調達額を算出する。

・コスト削減率

従来方式の事業費(PSC)に対し、DB 方式及び PFI 方式で実施する場合の削減率は、民間事業者へのアンケート調査の結果を用いています。

④ 従来方式、DB 方式、PFI 方式の場合の事業費

図 7.1 従来方式、DB 方式、PFI 方式の場合の事業費

	従来	PFI	DB
施設整備費 合計	77.5 億円	79.8 億円	77.5 億円
設計・監理費	3.6 億円	3.6 億円	3.6 億円
建設費	64.7 億円	64.7 億円	64.7 億円
調達金利(起債)	9.3 億円	9.3 億円	9.3 億円
調達金利(民間)	-	2.0 億円	-
その他※1	-	0.3 億円	-
管理運営費 合計	3.0 億円	4.6 億円	3.0 億円
維持管理費	-	3.0 億円	-
SPC 経費※2	-	1.6 億円	-
その他費用 合計	0 億円	1.3 億円	1.0 億円
コンサル費	-	1.3 億円	1.0 億円
SPC 法人税(市の収入)	-	-0.03 億円	-

※1…SPC 設立費、金融機関手数料等

※2…運営費、利潤等

※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

⑤ VFM の達成(定量的評価)

定量的評価については、定性的評価においてより優位な結果となった DB 方式、PFI(BTO)方式について、評価を行いました。

表 7.3 事業方式に対する定量的な検討結果

	従来	PFI	DB
	○	△	△
財政負担の平準化	事業開始当初に支払う初期投資費は多い	割賦支払いにより、財政負担の平準化が可能	事業開始当初に支払う初期投資費は多い
公共財政負担総額			
(FV)	8,053,399	8,570,159	8,150,399
(NPV)	6,827,206	7,019,640	6,926,702
財政削減額			
(FV)	-	-516,760	-97,000
(NPV)	-	-192,255	-99,496
VFM			
(FV)	-	-6.4%	-1.2%
(NPV)	-	-2.8%	-1.5%

⑥ 総合評価

定性的評価においては様々な観点から、PFI(BTO)方式、DB 方式ともに一定の効果が期待できるものの、定量的評価においては PFI(BTO)方式、DB 方式ともに削減効果が見込まれない状況となっています。

定量的評価において削減効果が見込まれない要因としては、民間事業者意向調査を踏まえて削減率を見込めないことが主な要因であり、今後、本事業を PFI 等の民間活力導入事業として実施していく場合は、事業費の見直しの対応などの課題に対応していく必要があります。

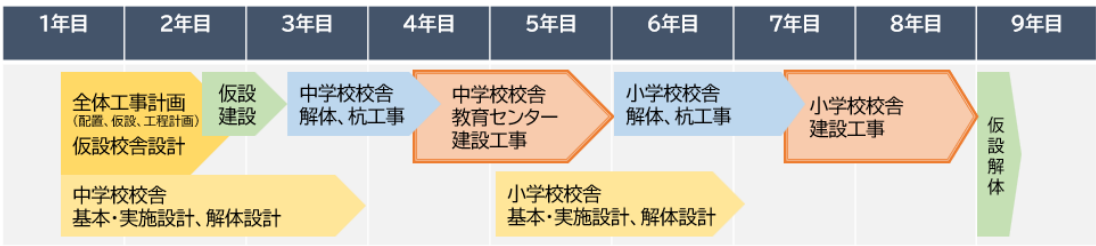
また、定量的評価は短期間ではなく、長期間の評価となるため、価格変動を予測することが困難であり、費用が増加すること考えられます。

上記の検討を踏まえた結果、本事業の事業手法としては、従来方式とします。

第8章 スケジュール

1 スケジュールの検討

本事業において、現在想定される事業スケジュールは以下のとおりです。最初に、仮設校舎を建設した後、現在の藤園中学校校舎を解体し、藤園中学校校舎及び教育センターを整備します。次に城東小学校校舎を解体し、校舎を整備した後、仮設校舎を解体します。



第9章 その他の検討事項

1 施設・設備

(1) 施設・設備に関する配慮事項

- ・災害時の避難動線や消防活動スペースを考慮した配置とします。
- ・在籍する児童生徒が生活しやすいバリアフリーに配慮した施設設計を行うとともに、小・中学校の児童生徒にとっても活用しやすいよう設備を整えます。
- ・小・中学校の児童生徒とあおば支援学校の児童生徒が日常にかかわり合えるような施設配置を行います。
- ・小・中・特別支援学校が同じ敷地に配置されていることに加え、教育センターが複合化されることを踏まえ、建物や車、人の動線に配慮した施設配置を行います。
- ・教育センターが中学校と複合化することで、教職員と教育センター職員との連携や施設・室の共用が可能となり教育センターの機能が強化されるような施設配置を行います。
- ・児童生徒、保護者、教職員、来訪者の動線を適切に分けることで、利用者の安全性やプライバシーの確保を図ります。
- ・教育センターの職員が使用する公用車の駐車場については、児童・生徒の送迎や登校、学校活動に配慮した学校敷地内の場所を検討します。

(2) 登下校時の安全性の確保

- ・工事は登下校時の交通事情を踏まえ、工事車両、児童生徒の送迎に伴う自動車、スクールバスなど、児童生徒の安全が確保できるよう車両が通行する時間に制限を設けるなどの検討を行い、通行に配慮した計画とします。
- ・給食搬送車両等についても、児童生徒の安全性の確保について検討します。

(3) 環境への配慮

再生可能エネルギーの最大限の導入及びエネルギーの効率的な利用等、環境に配慮した計画とします。基本計画における主な配慮事項を以下に示します。

- ・自然光及び自然通風を可能な限り取り込めるような計画とします。
- ・太陽光発電設備の最大限の導入を検討します。
- ・雨水利用の採用を検討します。
- ・熊本市公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、内装材の木質化を検討します。
- ・省エネ・再エネ技術・設備の導入に際しては、ライフサイクルコストを踏まえた検討を行います。

(4) 工事期間中の児童生徒への配慮及び教育活動の工夫

- ・既存学校への騒音、振動、粉じん等について、児童生徒だけでなく周辺住民に対しても配慮した計画とします。
- ・工事期間中も児童生徒がグラウンドや体育館等を可能な限り利用できるように配慮します。
- ・工事期間中の来訪者に、看板等で学校敷地内に入る場合のルートや制限、駐車場を分かりやすく伝えるなどを行います。
- ・あおば支援学校の教育環境や送迎、スクールバスの駐車スペースの確保等についても配慮した計画とします。
- ・教育活動中の乗用車、工事車両等の出入り等を踏まえ、児童生徒の安全が確保できるように車両等の通行に時間制限を設けるなど行っただけで、通路や駐車場等の配置を行います。

2 校舎建設の流れ

- ・校内の施設の配置については、第6章施設配置 2 施設整備の方向性のとおり計画します。
- ・現在想定している校舎建設の流れは、中学校の南側の校舎の南に仮設校舎を建設し、南側の校舎はそのまま利用を続け、中学校の生徒は仮設校舎に引っ越します。引っ越しが終わった後、中学校の北側の校舎を解体し、その跡地に中学校の校舎と教育センターを建設します。中学校の校舎が完成後に仮設校舎から中学校の引越しが終われば、小学校の児童が仮設校舎に入り、小学校の校舎を解体します。その跡地に小学校の校舎を建設し、校舎が完成したら仮設校舎から引越し、最後に仮設校舎と中学校の南側にある旧校舎を解体します。ただし、設計の際には、車両や人の動線の確認などを行うため、建設の流れが変わる場合があります。
- ・体育館やプール等の体育施設は既存の施設を活用します。

第10章 検討記録

1 ワークショップ

新しい学校が魅力ある学校となるよう、児童生徒および職員向けに新たな学校づくりワークショップを実施し、様々なアイデア・意見を頂きました。実施概要を以下に示します。

表 10.1 実施概要

対象	実施日	対象	内容
生徒 (藤園中学校)	令和5年(2023年) 12月20日(水)	1学年・2学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
児童 (城東小学校)	令和5年(2023年) 12月20日(水)	5学年・6学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
職員	令和5年(2023年) 12月21日(木)	藤園中学校・城東小学校 ・あおば支援学校の職員	より良い学び場の創出、より良い職場環境の 創出、小学校・中学校・特別支援学校の連携 促進

(1) 児童生徒向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた児童生徒の意見を「第3章 1.城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 10.2【新しい学びの創造】に向けた機能(児童・生徒)

	主な意見の整理
小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備	・交流会をやると、沢山の人と関わることができ、コミュニケーション取る事にも繋がると思う。 ・小学生と中学生の交流の機会は無いので、一緒に遊べる場所があるといい。合同の文化祭をやったら楽しそう。 ・現在の図書館は、本の種類も限られているし、狭くて利用しづらい。小中学校の合同の大きな図書館が欲しい。 ・今は先生にしか話を聞いてもらえないから、中学生に相談ができるとよい。 ・中学生は小学生が、お互いの図工や美術の作品等を鑑賞すると、小学生と中学生の仲が深められる。 ・他の学校との交流ができるようになって、楽しい事をもっと沢山して、学校を楽しくしたい。 ・色々な友達と一緒に食べられる食堂があるといい。色々な学年とも仲良くなれる。 ・屋上公園があると、学年に関係のない公共の場になる。 ・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。

表 10.3【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能(児童・生徒)

	主な意見の整理
地域の拠点となる機能的な施設整備	・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。 ・ロマンフェスタみたいな地域を巻き込んだお祭がしたい。

(2) 職員向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた職員の意見を「第3章 1.城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 10.4【新しい学びの創造】に向けた機能(職員)

学校に求められる 機能・役割	主な意見の整理
社会状況の変化に 対応する教育環境の整備	・更衣できるように教室を広くして欲しい。 ・空き教室(更衣室)がない。 ・一人一つの机でなくても大きな机でもいいが個人の持ち物を置く場所が欲しい。 ・休憩時間はあるが休む場所がない。 ・会議室が少ない
小学校、中学校、 特別支援学校が 同一敷地内にある利点を 生かした教育環境の整備	・運動場、プールが遠い(あおばにとって)。 ・3校の学校と交流できる場所が欲しい。お互いの教科書が見られたら良い。 ・連携があまりないため、3校で交流がしたい。 ・各校が簡単に行き来できない。 ・小中あおば、それぞれの最短で距離に交流ルーム、図書室、多目的ルーム等。

表 10.5【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能(職員)

学校に求められる 機能・役割	主な意見の整理
地域の拠点となる 機能的な施設整備	・地域に開かれた学校にしていくための地域交流室が欲しい。
避難所機能を有した 施設整備	・3校での避難経路が整理できていない。 ・災害時の動線、3校が集まって避難する場所が必要。

図 10.1 ワークショップの様子



図 10.2 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023 年)12 月 20 日(水)藤園中学校 生徒の意見)



図 10.3 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023 年)12 月 20 日(水)城東小学校 児童の意見)



2 意見交換会

(1) 第1回意見交換会

表 10.6 第1回意見交換会概要

項目	概要
開催日	令和6年(2024年)2月27日(火)
対象	城東校区自治協議会会長、PTA 会長、PTA ボランティア代表、各校の校長、校区自主防災クラブ等
実施方法	対面
参加人数	14人
内容	テーマ:学校・地域の共創空間の創造について (1) 地域の拠点となる機能的な施設整備について (2) 避難所機能を有した施設整備について (3) 余剰地及び余剰スペースの活用について
資料	・藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本構想 ・藤園中・城東小学校 配置比較表(案) ・ワークショップ実施報告書(概要版) ・熊本市地域コミュニティセンターについて ・参加者一覧、席次表

表 10.7 主な意見

項目	概要
地域の拠点となる機能的な施設整備について	・コミュニティセンターは、学校の建替えに伴う検討にとどまらず、別事業とも併せて検討してもらいたい。 ・コミュニティセンターは、まちなかの中心部に近い立地の方が良い。 ・公民館など、使える施設として整備してもらいたい。
余剰地及び余剰スペースの活用について	・民間施設を検討していく上で、土地の使用条件についても提示してもらいたい。 ・民間施設と児童・生徒との入口は分けた方が良い。 ・ホテルや飲食店等の不特定多数が利用する施設は望ましくない。セキュリティ面が心配である。 ・子ども達が遊べる場所、育児相談ができる場所、思春期の子どもが憩える場所をつくってもらいたい。 ・バスケットボールのハーフコート、テニスコートを作り、休日に使えると良い。 ・保護者の立場から、学校施設利用者、公共施設利用者が使える駐車場があると良い。
その他意見	・校地の有効活用を図ってもらいたい。 ・工事中のあおば支援学校の登下校の安全性を確保してもらいたい。 ・熊本城への眺望を確保してもらいたい。 ・小学校と中学校の児童・生徒が一度に利用できる大きな空間(図書館)を整備してもらいたい。 ・送迎、部活動、地域住民の利用を考慮し、あおば支援学校の屋根を残してもらいたい。

図 10.4 意見交換会の様子



(2) 第 2 回意見交換会

表 10.8 第 2 回意見交換会概要

項目	概要
開催日	令和6年(2024年)10月28日(月)
対象	城東校区自治協議会会長、PTA 会長、PTA ボランティア代表、各校の校長、校区自主防災クラブ等
実施方法	対面
参加人数	14人
内容	・第1回意見交換会について ・藤園中学校・城東小学校魅力ある学校づくり基本計画(素案)【概要版】について ・藤園中学校・城東小学校の整備に伴う余剰地の利活用について
資料	・第1回新校準備会意見まとめ及び回答 ・藤園中学校・城東小学校魅力ある学校づくり基本計画(素案)【概要版】 ・藤園中学校・城東小学校魅力ある学校づくり基本計画(素案) ・城東校区新校準備会だより第1号 ・学校との複合化及び学校敷地・跡地の活用事例

表 10.9 主な意見

項目	概要
普通教室について	・今後、学級数が増える可能性も考慮する必要がある。
図書館について	・図書館は、司書が常駐し、大人の目がある状況をつくり、安全性を担保してもらいたい。
体育施設・プールについて	・あおば支援学校優先で使えるホールを整備してもらいたい。 ・水泳できる期間は限られているため、中学校と小学校一体でプールを使うことが可能なのか検討する必要がある。
仮設校舎について	・なるべく建設期間を短くし、子ども達が少しでも運動できるスペースを確保してもらいたい。
民間施設・跡地活用	・民間施設について、住民からの苦情が想定されるため、マンション等は好ましくない。 ・民間施設ではなく、グラウンドを確保した方が良い。 ・温水プールを作る等、設備の整った体育館を作り、日中は子ども達のために使い、放課後や土日に貸し出すのであれば良いと思う。 ・幼児や乳児の施設・保育園、高齢者施設等、子ども達と接することができる施設だと喜ばれるのではないか。

(3) 第3回意見交換会

表 10.10 第3回意見交換会概要

項目	概要
開催日	令和7年(2025年)1月21日(火)
対象	自治協議会会長、PTA 会長、PTA ボランティア代表、各校の校長、校区自主防災クラブ、城東校区内の各町内自治会長、城東校区体育協会、交通安全協会、青少年健全育成協議会、下通繁栄会、ワシントン通り商栄会等
実施方法	対面
参加人数	24人
内容	・第2回意見交換会について
資料	・第2回新校準備会意見まとめ及び回答

表 10.11 主な意見

項目	概要
災害対策について	・学校はあくまでも子ども達の教育を行う施設であり、大規模災害時等にも、子どもが教育を受ける権利を守っていただきたい。 ・避難所における、避難者の具体的な数等の想定を聞きたい。
プールについて	・屋外での活動が厳しくなる中で、一つのプールで、小学校・中学校・あおば支援学校が活動できるのか疑問である。 ・プールの配置について、あおば支援学校の児童・生徒に対する必要な配慮を考えていただきたい。
民間施設について	・マンション等の集合住宅は、近隣にお住まいの方からの苦情等のデメリットが多く、できれば近くに建設して欲しくない。 ・民間施設はデメリットが多いので子ども達のために敷地等を使って欲しい。
その他意見	・余剰地について、田んぼや畑を作ってはどうか。 ・あおば支援学校は、多くの送迎等があり、職員は安全面に十分配慮しているが、車が沢山出入りすると安全面が心配である。 ・建設にあたっては、児童育成クラブの場所を確保してもらいたい。

図 10.5 意見交換会の様子

